

校 則

この校則は、学校における生徒の安全を守り、学習に必要な秩序を維持すると同時に生徒自身の主体的な自己表現と学校教育目標の実現をめざして定めるものである。

その基本精神は、校訓にかかみげられた、

自 治 (集団の中であって自らを律し、個々の自主性による積極的な行動を尊重する心)

協 和 (互いに協力する心、人として思いやりの心)

日 進 (日々たゆみない努力を積み重ねる心)

に基づいている。

すなわち、日常の学校生活のなかでの実践を通して、自己指導能力を高め、一人ひとりを思いやる心を育成することがその主眼である。

なお、この校則は社会や、生徒の実態に応じて必要と認められた場合は、職員、生徒、保護者の協議を経て職員会議の決定により改正することができる。

I 遵守事項

1. 他の迷惑となるような行為、または授業妨害となるような行為をしてはならない。
2. いかなる場合でも、暴力行為をしてはならない。
3. いじめ行為をしてはならない。
4. 理由なく校内で金品を集めてはならない。
5. 運転免許は、原則として取得してはならない。

II 注意事項

1. 定刻までに登校していること。
2. 下校時刻は、原則として20:00とする。ただし、用事の無い生徒はすみやかに下校する。
3. 登校・下校の途中においては、公衆道徳を守り青北高生としての節度ある態度を失わず、事故防止に心がける。
4. 列車・バスを利用して通学する者は、危険な行為や、他人の迷惑となる行為をしないように心がける。
5. 職員・来校者には挨拶を励行する。
6. 学習環境をよくするために、校内外を清潔に保つよう心がける。
7. 校舎・校具等を汚したり破損したりしないように注意する。
8. 所持品には記名し、責任を持って管理する。
9. 教科書等はすべて持ち帰り、予習・復習に心がける。
10. 不健全な盛り場・娯楽場・飲食店等には立ち入らない。
11. マンガ本・ゲーム機・カード類等学習に関係ないものは学校に持ってこない。また、イヤホンの使用は禁止とする。
12. 男女間の交際にあたっては節度を守り、良識に反するようなことはしない。
13. 生徒手帳は常に携行し、提示を求められたときは素直にそれに応じる。

Ⅲ 服装容儀に関する事項

1. 男子服装容儀基準

(1) 制服

- ① 上衣（冬）・・・標準型（スタンダード型）の黒色詰襟学生服とし、指定のボタンをつける。襟の左側に校章、右側に学年章をつける。カラーをつけホックをかける。
 - ② 上衣（夏）・・・白色のワイシャツ、または半袖開襟シャツを着用し、胸ポケット上部中央に学年色別の校章マークをつける。
 - ③ 下衣・・・・・・・・冬服・夏服ともストレート型の黒色学生長ズボンとする。全体的に幅の広いもの、狭すぎるものは着用しない。
- (2) 靴下 華美でないものとする。

2. 女子服装容儀基準

(1) 制服

- ① 上衣（冬）・・・濃紺サージ（ニック#6060）とする。上着丈はウエストより10cm長くし、襟にはグレーのジャバラ線を2cm内側に2本つける。また、内ポケットを左側にしつけ、胸当に指定書体のKマークを刺しゅうし、ボタンはダブル12cmの打合せにアセッチボタンを4個つけるものとする。
- ② 上衣（夏）・・・ブルーのタッサ（ポリエステル65%綿35%）、上着丈はウエストより2cm長くし、襟にはジャバラ線2本をつける。半袖とし、袖丈22cm、袖口16～17cm、胸当上から紺のKマークを刺しゅうする。
- ③ 下衣 ・・・夏冬とも濃紺のサージのスカートとする。スカートはインバーテッドプリーツを前後に各3本ずつとし、スカート丈中央とし、ポケットは右側縫い目につける。
6月中旬より9月下旬までの間、夏用スカートの着用を希望する者は、学校で認められている生地（ポリエステル50%毛50%）の規格のものでなければならない。

(2) 靴下

- ①冬服・・・原則として黒ストッキングを着用する。
- ②夏服・・・原則として白、黒、紺色のソックスを着用する。

男子女子共通

(1) 頭髪・・・頭髪は清潔端正であること。

- ① パーマ・毛染め・脱色等をしない。
- ② 特異な髪型、長すぎたり学習の邪魔になる髪型、不快な印象を与える髪型をしない。

(2) 靴

- ① 通学用・・・華美でないものとする。
- ② 校舎内用・・・学校指定のズックとする。

(3) セーター類

制服の中に着用するセーター・Tシャツ類は華美なものではなく、制服からはみ出ないものとする。

(4) コート・マフラー等は、華美にならないこと。

(5) 登校・下校・その他本校生徒として行動するときは、本校指定の制服とすること。

(6) 本校指定のバッジ以外装飾品はつけない。

(7) 制服着用については、原則として、冬服は4月から6月中旬、ならびに9月中旬から3月までとし、夏服は6月中旬より9月中旬までとする（夏服期でも冬服の着用を可とする）。

IV 手続き事項

- 1 欠席・遅刻する場合は、保護者が電話等で午前8時30分までに学校に連絡する。
- 2 欠席した場合は、翌日生徒手帳に所定事項を記入し、HRTに提出する。
- 3 欠席が一週間以上に渡る場合は、上記のほかに医師の診断書を必要とする。
- 4 遅刻・早退・外出の場合は所定の用紙に記入し、HRTの許可を受けてから生徒手帳の諸届欄に必要事項を記入する。
- 5 忌引きの場合は、生徒手帳に必要事項を記入しHRTに提出する。忌引きの日数は次のとおりとする。父母（7日）、祖父母（3日）、兄弟姉妹（3日）、伯父伯母・叔父叔母（1日）。
- 6 やむを得ない事情のため、規定された服装ができない場合は、異装願を提出し許可を受ける。
- 7 施設・器具等を破損紛失した場合は、関係の教職員に報告する。（場合によってはその指示により弁償しなければならない）
- 8 校内において物品を紛失したり拾得した場合は、直ちにHRTに届ける。
- 9 校内で印刷物を配布または発行しようとする場合、またはポスター等を掲示しようとする場合は事前に学校の許可を受ける。
- 10 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は、原則禁止する。ただし「携帯電話・スマートフォンの取り扱い等に関する運用規則」に同意した上で、「携帯電話・スマートフォンの使用届」を提出し、許可を受け、「スマートフォンの取り扱い等について【生徒用】」を守って使用することができる。
- 11 （1）平常のアルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、保護者連署の上、許可を申し出ることができる。
（2）長期休業中のアルバイトについては、事業所等から学校へアルバイト派遣の依頼があり、学校で許可したアルバイト内容については、2週間を上限として許可する。
- 12 旅行・キャンプ・登山等を行う場合は、所定の用紙に記入の上、学校の許可を受ける。ただし、冬山登山は許可しない。
- 13 卒業学年で自動車運転免許の取得を希望する場合は、所定の用紙に記入の上、許可を願ひ出る。
- 14 免許の交付を受けた者は、直ちにHRTに届ける。この場合、免許証は保護者の責任において管理してもらい、卒業まで運転しないこと。
- 15 家族の不幸・災害等を含め、校内外で起こった事故については必ず学校に連絡する。（日本スポーツ振興センターにおける災害共済給付の有無、自転車事故保証保険等の関係が必要である。）
なお、生徒の事故については所定の用紙に記入の上、報告すること。
- 16 その他、諸届書類は様式に従ってHRTを通して提出する。

附 則

- ・平成11年12月21日一部改正 平成12年4月1日施行
- ・この規程は平成26年10月20日一部改正、施行する。
- ・この規程は平成30年6月14日一部改正、施行する。
- ・この規程は令和2年4月1日一部改正、施行する。
- ・この規程は令和3年4月1日一部改正、施行する。